

## 公立大学法人福島県立医科大学経営審議会規程

(平成18年4月1日基本規程第3号)

(一部改正 平成20年4月1日基本規程第12号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学定款（平成17年3月17日制定。以下「定款」という。）第23条の規程に基づき、公立大学法人福島県立医科大学経営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 審議会は、理事長が定款第17条第7項に掲げる事項について審議する必要があると認めるときに招集する。

(委員以外の者の出席)

第3条 理事長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第4条 議長は、議事録を作成する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この基本規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。